

2025年度(令和7年度)

第4回 杏林医学会研究助成金 募集要項

各部門ごとの資格・条件等を確認頂いた上で、医学会事務局宛に必要書類をご提出ください。

【A. 医学部・保健学部共同研究助成金】

本助成金の趣旨は、医学部・保健学部・付属病院(三鷹・杉並)の共同研究に対する助成を行い学部・病院間の交流促進により研究活動推進を図ることを目的とします。

【B. 個人研究助成金】

本助成金の趣旨は、医学部・保健学部・付属病院(三鷹・杉並)の研究活動に対して助成を行い進歩向上を図ることを目的とします。

【C. 研究活動指導助成金】

本助成金の趣旨は、医学部・保健学部学生、大学又は付属病院(三鷹・杉並)に勤務する研究職・若手医師・メディカルスタッフの課外研究活動を奨励するため、それぞれの教室、学科、病院部門において、課外研究活動を指導する際の研究費を助成することを目的とします。

- ※1. 奨学寄付金として学園経理部に管理を委託(申請者にプロジェクトコード付与)するため、各部門の申請者は基本的に医学部または保健学部^に在籍する教育職員(教授,准教授,講師,助教及び助手、任期助教は除く)であることが条件となります。A部門の共同研究者においてはその限りではありません。
- ※2. BおよびC部門については、教育職員ではない会員(医員・メディカルスタッフ等)の申請が認められます。申請を希望する場合は所属する部門長の承認を得たうえで申請ください。
応募申請書の上長承認欄には上長の記名押印を必ずお願いします。申請者名は、申請者本人の名前で申請してください。プロジェクトコードは助成金管理者名で付与されますが、採択後に義務付けられている研究成果報告・収支報告書提出は、申請者自身の責任において対応いただきます。
- ※3. 倫理委員会および動物実験委員会において承認済の場合は、申請書に承認番号を記入ください。
申請中または申請予定の場合は、現在の進捗状況等についてご記入ください。
- ※4. 採択された助成金は、異動・退職等において他所属に移す対応はできません。

【A. 医学部・保健学部共同研究助成金】

① 申請資格・条件

- 1) 申請者は杏林医学会会員歴1年以上を有し大学に2年以上在籍(勤務)している。
- 2) 共同研究者は申請日までに杏林医学会に入会し大学又は付属病院(三鷹・杉並)に2年以上在籍(勤務)している。
- 3) 医学部、保健学部、付属病院(三鷹・杉並)による二者もしくは三者間の共同研究である。
- 4) 申請対象となる研究は、助成金申請時において、学内外の助成金・奨励金を受けていない。
(科研費、医学部・保健学部共同研究プロジェクト、個人研究奨励賞等を含む)
申請する研究内容について、過去または現在に助成金・奨励金を受けた研究との類似について疑念を抱かれる場合は、その違いを申請書とは別に作成した書類(書式自由)で明確に説明すること。

- 5) 研究期間は原則として3年を目途とし、⑥で義務付けられた収支報告及び発表を行う。
- 6) 本助成金の受賞は、1回限りとする。ただし、申請者・共同研究者が全く同じメンバーでない場合は、複数回の申請も可能である。

② 助成金額・件数

原則として、200万円/件 1件/年 程度

※ 当該年度、助成に相応しい申請がなかった場合は翌年に繰り越して複数件の採択を行います。

③ 申請方法 (申請書はホームページよりダウンロードしてください)

必要事項を記入し、Word データ (押印不要)と紙媒体(押印要)を提出ください。Word 申請書は Email 添付で、杏林医学会事務局 (med_soc@ks.kyorin-u.ac.jp) 宛にお送りください。

④ 応募期間

令和7年8月1日(金)～ 9月19日(金)まで

⑤ 選考方法・交付決定連絡

- 1) 杏林医学会助成金選考委員会において審査し交付を決定します。採択結果は、申請者宛にメールで通知します。
- 2) 助成金は、杏林医学会から杏林大学へ奨学寄付金として支払い、学園経理部に管理を委託します。申請者が所属する学部事務(医学部：医学部事務課、保健学部：井の頭キャンパス庶務課)宛に杏林医学会事務局より寄付金申込書を提出後、申請者にプロジェクトコードが付与され、助成金の使用が可能となります。経理(伝票)処理手続きに関しては、申請者本人が所属する教室、学科及び学部事務のルールに従って適切に行ってください。

⑥ その他

- 1) 助成金を受けた申請者は、収支報告書を作成し交付を受けた年の翌年3月末に医学会事務局宛にメール添付で提出することを義務付けます。(収支報告書は採択後にメール添付でお送りします)
- 2) 収支報告書は、交付翌年から残金が無くなるまで、継続して提出することを義務付けます。
- 3) 助成金を受けた共同研究は、研究期間内に杏林医学会総会での中間発表を義務付けます。
- 4) 助成金を受けた共同研究は、研究成果の最終報告について、杏林医学会雑誌に最終研究報告(投稿論文と二重投稿にならない範囲の総説)を掲載することを義務付けます。

【B.個人研究助成金】

① 申請資格・条件

- 1) 申請者は杏林医学会会員歴1年以上を有し大学・付属病院(三鷹・杉並)に2年以上在籍(勤務)している。

※ 教授以外の教育職員(准教授,講師,助教及び助手,任期助教は除く)である会員が申請する場合は、所属する部門長の承認を得たうえで(応募申請書2段目 上長承認欄に記名押印要)申請を認める。申請者名は申請者自身の名前で申請する。

非教育職員である会員が申請する場合は、所属する部門長の承認を得たうえで(応募申請書2段目 上長承認欄、3段目 助成金管理者承認欄に記名押印要)申請を認める。申請者名は申請者自身の名前で申請する。プロジェクトコードは助成金管理者名で付与されるが、採択後に義務付けられている研究成果報告・収支報告書提出は申請者自身の責任において対応すること。

- 2) 申請対象となる研究は、助成金申請時において、学内外の助成金・奨励金を受けていない。
(科研費、医学部・保健学部共同研究プロジェクト、個人研究奨励賞等を含む)
申請する研究内容について、過去または現在に助成金・奨励金を受けた研究との類似について疑念を抱かれる場合は、その違いを申請書とは別に作成した書類(書式自由)で明確に説明すること。
- 3) 研究期間は原則として2年を目途とし、⑥で義務付けられた収支報告及び発表を行う。
- 4) 本助成金を受けた者は、2年間の研究期間終了後、次年度(3年目)に続けて申請することはできない。(次回申請は、研究期間終了後、1年をおくこと)
- 5) 本助成金の受賞は、2回までとする。

② 助成金額・件数

約20万円～30万円を5件程度予定。(申請件数により変更あり)

※ 当該年度、助成に相応しい申請がなかった場合、翌年に繰り越して複数件の採択を行います。

③ 申請方法 (申請書はホームページよりダウンロードしてください)

必要事項を記入し、Word データ (押印不要)と紙媒体(押印要)を提出ください。Word 申請書は Email 添付で、杏林医学会事務局 (med_soc@ks.kyorin-u.ac.jp) 宛にお送りください。

④ 応募期間

令和7年8月1日(金)～9月19日(金)まで

⑤ 選考方法・交付決定連絡

- 1) 杏林医学会助成金選考委員会において審査し交付を決定します。採択結果は、申請者宛にメールで通知します。
- 2) 助成金は、杏林医学会から杏林大学へ奨学寄付金として支払い、学園経理部に管理を委託します。申請者が所属する学部事務(医学部：医学部事務課、保健学部：井の頭キャンパス庶務課)宛に杏林医学会事務局より寄付金申込書を提出後、申請者もしくは助成金管理者にプロジェクトコードが付与され、助成金の使用が可能となります。経理(伝票)処理手続きに関しては、申請者本人が所属する教室、学科及び学部事務のルールに従って適切に行ってください。

⑥ その他

- 1) 助成金を受けた申請者は、収支報告書を作成し交付を受けた年の翌年3月末に医学会事務局宛にメール添付で提出することを義務付けます。(収支報告書は採択後にメール添付でお送りします)
- 2) 収支報告書は、交付翌年から残金が無くなるまで、継続して提出することを義務付けます。
- 3) 助成金を受けた研究は、研究期間内に杏林医学会総会での中間発表を義務付けます。
- 4) 助成金を受けた研究は、研究成果の最終報告について、杏林医学会雑誌に最終研究報告(投稿論文と二重投稿にならない範囲の総説)を掲載することを義務付けます。

【C.研究活動指導助成金】

① 申請資格・条件

- 1) 申請者は医学部・保健学部学生、大学又は付属病院(三鷹・杉並)に勤務する研究職・若手医師・メディカルスタッフの課外研究活動を指導する。
※ 大学院生の指導及び保健学部学生の卒業研究指導は対象外とする。
- 2) 申請者は杏林医学会会員歴1年以上を有し大学・付属病院(三鷹・杉並)に2年以上在籍(勤務)してい

る。

※ 教授以外の教育職員(准教授,講師,助教及び助手,任期助教は除く)である会員が申請する場合は、所属する部門長の承認を得たうえで(応募申請書 2 段目 上長承認欄に記名押印要)申請を認める。申請者名は申請者自身の名前で申請する。

非教育職員である会員が申請する場合は、所属する部門長の承認を得たうえで(応募申請書 2 段目 上長承認欄、3 段目 助成金管理者承認欄に記名押印要)申請を認める。申請者名は申請者自身の名前で申請する。プロジェクトコードは助成金管理者名で付与されるが、採択後に義務付けられている研究成果報告・収支報告書提出は申請者自身の責任において対応すること。

- 3) 研究期間は原則として1年を目途とし、⑥で義務付けられた収支報告及び発表を行う。
- 4) 本助成金を受けた者は、同じ学生、同じ大学・病院職員の指導においては、次年度に続けての申請はできない。

② 助成金額・件数

約5万円～10万円を10件程度予定。(申請件数により変更あり)

※ 当該年度、助成に相応しい申請がなかった場合、翌年に繰り越して複数件の採択を行います。

③ 申請方法 (申請書はホームページよりダウンロードしてください)

必要事項を記入し、Word データ (押印不要)と紙媒体(押印要)を提出ください。Word 申請書は Email 添付で、杏林医学会事務局 (med_soc@ks.kyorin-u.ac.jp) 宛にお送りください。

④ 応募期間

令和7年8月1日(金)～9月19日(金)まで

⑤ 選考方法・交付決定連絡

- 1) 杏林医学会助成金選考委員会において審査し交付を決定します。採択結果は、申請者宛にメールで通知します。
- 2) 助成金は、杏林医学会から杏林大学へ奨学寄付金として支払い、学園経理部に管理を委託します。申請者が所属する学部事務(医学部：医学部事務課、保健学部：井の頭キャンパス庶務課)宛に杏林医学会事務局より寄付金申込書を提出後、申請者もしくは助成金管理者にプロジェクトコードが付与され助成金の使用が可能となります。経理(伝票)処理手続きに関しては、申請者本人が所属する教室、学科及び学部事務のルールに従って適切に行ってください。

⑥ その他

- 1) 助成金を受けた申請者は、収支報告書を作成し交付を受けた年の翌年3月末に医学会事務局宛にメール添付で提出することを義務付けます。(収支報告書は採択後にメール添付でお送りします)
- 2) 収支報告書は、交付翌年から残金がなくなるまで、継続して提出することを義務付けます。
- 3) 本助成金の使途は、申請書に記入した指導対象者に対する費用に限ります。
- 4) 本助成金の研究指導成果報告として、申請者または、指導を受けた者が、助成金交付翌年以降、2年以内に下記いずれかに応募・発表することを義務付けます。
 - ・杏林医学会総会 一般口演での発表 (指導者もしくは指導対象者が発表)
 - ・杏林医学会学生リサーチ賞 医学部学外部門への推薦 (指導対象者が学生である場合に限る)
 - ・杏林医学会雑誌への受賞報告総説執筆 (指導者もしくは指導対象者が研究指導した・された成果について報告)

以上